

四六二 沖縄県酒類出港税則制定の件

明治二十一年三月三日

内閣総理大臣 法政局長官 ㊟

各省大臣 外務㊟ 大蔵㊟ 海軍㊟ 文部花印 通信㊟ 内務花印 陸軍㊟  
司法花印 農商務㊟

過ぎる明治十七年中元老院議定上奏沖縄県酒類出港税則制定の件を審査するに下は  
同院修正の通りにて不都合無之に付裁可せられ可然と認める但し今日の公文式に適  
せざる廉あるを以て付箋の通り修正す

勅 令 案

朕沖縄県酒類出港税則を裁可し茲に之を公布せしむ

御名御璽

明治二十一年三月二十一日

内 閣 総 理 大 臣  
大 蔵 大 臣

公布後老院検視

○明治十七年十一月十二日議定相成候沖縄県酒類出港税則更に修正を加え便宜公布の  
後其院検視に付す

明治二十一年三月二十二日

内 閣 総 理 大 臣

元老院議長宛

○乾第五百六十八号

去月二十二日下付有之候沖縄県酒類出港税則今十一日本院の検視を經過し本案致奉  
還候御上奏有之度候也

明治二十一年四月十一日

元老院議長伯爵 大 木 喬 任

内閣総理大臣伯爵 伊 藤 博 文 殿

○去月二十二日下付せられし沖縄県酒類出港税則今十一日本院の検視を經過す因て本  
案を奉還し謹て之を上奏す

明治二十一年四月十一日

元老院議長従二位勲一等伯爵 大 木 喬 任㊟

○朕沖縄県酒類出港税則を裁可し茲に之を公布せしむ

御名御璽

明治二十一年三月二十一日

内閣総理大臣伯爵 伊 藤 博 文  
大蔵大臣伯爵 松 方 正 義

## 勅令第十二号

### 沖縄県酒類出港税則

- 第一条 沖縄県より酒類を他府県へ輸出するときは出港税として酒類壺石に付き金三  
円を賦課す
- 第二条 出港税を徴収するため那覇港に船改所を設置す
- 第三条 荷主は酒類を他府県へ輸出するとき出港税を船改所に納め船積免状並領収書  
を受け船積すべし
- 第四条 船長は船積免状に照らし酒類を船積し出港前に於て其積石数を船改所に届出  
たし
- 第五条 沖縄県下より出港する船舶は主任官吏に於て検査することあるべし  
但其官吏は主任官たるの証票を携帯すべし
- 第六条 出港税を納めず酒類を他府県へ輸出せんとして船積し又は輸出したる者は出  
港税金三倍の罰金に処し仍を其酒類を没収す既に売捌きたる者は其代価を追徴す
- 第七条 第四条の届出を為さざる者は五円以上五拾円以下の罰金に処す
- 第八条 主任官吏の検査を拒む者は二円以上二拾円以下の罰金に処す
- 第九条 此税則に違犯したる者は刑法の減輕再犯加重数罪俱発の例を用いる
- 第十条 前条々の場合に於て家族雇人及囑託を受けたる者又は乗組人の所犯に係るも  
のと雖も総て其荷主又は船長を処罰すべし
- 第十一条 此税則は明治二十一年十月一日より施行す
- 明治二十一年四月十一日 内閣書記官 ㊦  
内閣総理大臣 内閣書記官長 ㊦

元老院検視上奏沖縄県酒類出港税則  
上高覽に供す

(参照)

大蔵省令

第七号

本年三月勅令第十二号沖縄県酒類出港税則施行細則下の通相定める  
二十一年七月七日

#### 沖縄県酒類出港税則施行細則

- 第一条 酒類を他府県へ輸出する者は少なくとも出港二十四時以前に下の項目を記載  
したる書面に税金相添え那覇船改所へ申出其酒類の検査を請い船積免状及税金領収  
証を受けるべし
- 一 酒類の種目及石数
  - 一 出港税額
  - 一 容器の種類及び個数

- 一 荷主の族籍住所姓名
- 一 船名及船長姓名
- 一 出港地名

第二条 船改所は酒類を検査するに当り前条の書面に照し石数不相当と認めるときは  
毎容器を開き実量することあるべし

第三条 第一条の場合に於て税金を算出するには酒類は各容器の枳量を合計し合位に  
金員は順位に止め以下切捨るものとす

第四条 主任官船舶の検査を為し犯罪を發見し若くは犯罪ありと認知したときは其酒  
類又は犯罪者を認めたる者の出港を差止めることあるべし

第五条 出港差止中其酒類を出港し若くは出港したる者は貳円以上貳拾円以下の罰金  
に処す

(公文類聚)

○乾第一四七〇号

二十一年度出港税予算の義審査を遂げ候下の金額に決定至当と信認に付之を沖縄県に  
相達可申候間此段及報告候也

明治二十一年七月五日 大蔵大臣伯爵 松方正義<sup>㊟</sup>

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆殿 9月12日総理大臣、閲覽了

金壹万三千五百円 出港税